



新しく結成するクラブ支部  
(クラブ支部会員報告書CB-2を添付)

既存のクラブ支部の役員変更

日付: \_\_\_\_\_ 地区: \_\_\_\_\_

親クラブ名: \_\_\_\_\_ 親クラブ番号: \_\_\_\_\_

クラブ支部名 (ふりがな): \_\_\_\_\_

新しくクラブ支部を結成する際、支部名には支部が所在する地名が含まれていて、最後に「支部」という名称を付ける必要があります。また、商標登録されている名称を付けてはならず、ライオンズクラブ国際協会が設定した基準に従わなければなりません。

### 支部連絡員

氏名 (ローマ字): \_\_\_\_\_

住所: \_\_\_\_\_

市町村: \_\_\_\_\_ 都道府県: \_\_\_\_\_

郵便番号: \_\_\_\_\_ 国名: \_\_\_\_\_

Eメール: \_\_\_\_\_ 電話: \_\_\_\_\_

### 支部会長

氏名 (ローマ字): \_\_\_\_\_

住所: \_\_\_\_\_

市町村: \_\_\_\_\_ 都道府県: \_\_\_\_\_

郵便番号: \_\_\_\_\_ 国名: \_\_\_\_\_

Eメール: \_\_\_\_\_ 電話: \_\_\_\_\_

### 支部幹事

氏名 (ローマ字): \_\_\_\_\_

住所: \_\_\_\_\_

市町村: \_\_\_\_\_ 都道府県: \_\_\_\_\_

郵便番号: \_\_\_\_\_ 国名: \_\_\_\_\_

Eメール: \_\_\_\_\_ 電話: \_\_\_\_\_

### 支部会計

氏名 (ローマ字): \_\_\_\_\_

住所: \_\_\_\_\_

市町村: \_\_\_\_\_ 都道府県: \_\_\_\_\_

郵便番号: \_\_\_\_\_ 国名: \_\_\_\_\_

Eメール: \_\_\_\_\_ 電話: \_\_\_\_\_

この支部は、地域に奉仕するために必要とされており、かつ成功する可能性が十分にあり、地域のための奉仕活動を計画しています。支部が結成されること、また支部が活動する地域にクラブが存在するかどうかについて、現地区ガバナーに通知しました。クラブがすでに存在する場合には、この支部を結成しライオンズの奉仕を広めることについて、文書による許可をこのクラブ理事会から確保し、本書に添付しました。

親クラブ会長署名

日付

# クラブ支部

## 国際理事会の方針

### 2010年7月1日発効:

事情があって正クラブをサポートできない場合、その地域にライオンズを広められるよう、クラブは支部を編成することができる。支部は親クラブの一つの委員会として会合し、支部の会長、幹事、会計が地元の選出役員を務める。この3人の役員と支部連絡員で支部の執行委員会が構成される。クラブ支部で務めた役職は、地区の役職に立候補するために必要な資格を満たす役職として認められない。

1. クラブ支部の編成には、最低5人の支部会員が必要である。
2. 支部会員は、毎月2回以上会合するよう奨励される。
3. 支部会員は、支部の活動につき投票することができると共に、親クラブの例会に出席している場合には親クラブの投票権のある会員である。
4. 支部会員は会長を選出する。会長は親クラブの理事会のメンバーを務めるものとし、親クラブの会合および（または）理事会会議に出席して支部が予定している活動の報告と月々の財務報告を行うとともに、支部と親クラブ間の自由な討議および効果的なコミュニケーションを促すための調整を行うよう奨励される。

支部会員には、親クラブの例会に出席することが奨励される。

親クラブは、親クラブの中から支部連絡員を務める会員を1人指名する。支部連絡員は支部の進捗状況を見守り、援助を継続的に行う。この会員はクラブ支部の4人目の役員としての役目を果たす。

5. 親クラブが会費を集めてこれを支払う。会員の入会や退会は、親クラブの月例会員報告で記録される。
6. 支部は、親クラブと同じ地区(単一または準)内になければならない。
7. クラブが存在しないコミュニティで、またはクラブが存在するコミュニティにおいてはそのコミュニティで奉仕をする既存のクラブの文書による許可があれば、支部を作ることができる。コミュニティとは、共通の場でさまざまな個人が相互作用しあう集団として定義されるものとする。
8. 親クラブは、支部の編成を地区ガバナーに通知しなければならない。
9. 支部は、親クラブの決議によって解散できる。支部の会員は、親クラブの会員として残る。支部が解散したことは、ライオンズクラブ国際協会にも親クラブの役員が書面で通知しなければならない。
10. クラブ支部の抗議
  - a) 既存のクラブによる抗議：正クラブの結成抗議と同じ規則と手順に従って、親クラブの支部編成を抗議することができる。
  - b) 地区ガバナーによる抗議：地区ガバナーは、支部の発展を検討するよう国際理事会に要請することができる。
11. クラブ支部が新たな正クラブに変換する場合、クラブ支部変換用紙が作成され、親クラブ幹事および地区ガバナーの署名がなされることにより、その支部会員は親クラブからの退会者として処理される。

支部は、親クラブの会則及び付則に従わなければならない。

---

新しく結成されるクラブ支部は本書を以下へ送付してください:

Membership and New Club Operations Department  
Lions Clubs International  
300 W. 22nd Street  
Oak Brook, IL 60523 USA  
FAX: 630.571.1691  
Eメール:memberops@lionsclubs.org

既存のクラブ支部は本書を以下へ送付してください:

Club and Officer Record Administration Department  
Lions Clubs International  
300 W. 22nd Street  
Oak Brook, IL 60523 USA  
FAX: 630.571.1687  
Eメール:stats@lionsclubs.org